

議案第二十七号

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

右の議案を提出します。

令和八年五月二十日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「七月一日から九月三十日まで」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

（説 明）

夏季休暇について取得可能期間を拡大し、職員の働きやすさの推進及び夏季休暇のさらなる取得率向上を図るため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十三号）

新	旧
（夏季休暇） 第二十七条 夏季休暇は、夏季の期間（六月一日から十月三十一日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2 （略） 附 則 この規則は、令和八年六月一日から施行する。	（夏季休暇） 第二十七条 夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2 （略）